

令和5年度 教職員研修

教職員のコンプライアンス —信頼に応えるために—

令和5年5月

教育総務課勤務条件・監察班

「有徳の人づくり」を進めています

静岡県教育委員会

研修内容

○研修内容

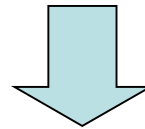
- 1 懲戒処分に関する規定
- 2 教職員の不祥事の状況
- 3 不祥事防止に向けて
～犯罪心理学専門家による研修より～
- 4 コンプライアンス推進の取組

信用失墜行為の禁止

地方公務員法第33条

職員は、その職の**信用**を傷つけ、
又は職員**の職全体の不名誉**となる
ような行為をしてはならない。

もしも信用失墜行為があったら・・・



懲戒処分



地方公務員法第29条

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として**戒告**、**減給**、**停職**又は**免職**の処分をすることができる。

- 1 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

懲戒処分の標準例

- ・児童生徒へのわいせつ行為 免職
- ・体罰で重大な傷害 免職～停職
- ・公金横領、窃取、詐取 免職～停職
- ・パワハラで精神疾患 免職～減給
- ・酒酔い、酒気帯び運転 免職～減給
- ・30km/h以上の速度超過 戒告以上

全国の懲戒処分の状況

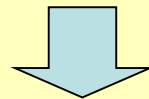
令和3年度に懲戒処分を受けた教育職員

702人

指導措置(訓告・嚴重注意等)を含めると

4,674人

これは全教育職員数の0.50%



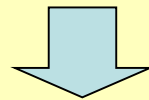
1000人あたり5人が非違行為・不適切な行為をしたとして処分を受けている。

静岡県の状況

令和3年度に懲戒処分・指導措置を受けた
教育職員

43人(教育職員の0.22%)

1000人に2人程度が処分を受けている。



不祥事はひとつごとではなく自分事として考えなければならない。

2 教職員の不祥事の状況

平成24年度～令和3年度の懲戒処分件数一覧

区 分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童生徒等	性暴力等		3	4	1	2	1	6	7	7	2
	体罰	2	2		1		1	1	1		
	不適切な言動	1		1					1	1	
職員	わいせつ・セクハラ			1		2	1	1	1	1	
	パワハラ等									1	
わいせつ行為			2	6	5			2		3	
服務義務違反		2	3		1	4	1	2	1	1	1
交通事犯		2	1	4	3	8	6	8	10	8	5
その他		5	5	1	2	5	3	1	1	1	2
管理監督責任			1	1	2	3	1	2	1	2	1
合 計		12	17	18	15	24	14	23	23	25	11

「有徳の人づくり」を進めています

静岡県教育委員会



令和4年度の懲戒処分一覧

区分		免職	停職	減給	戒告	合計	内 訳				
							小学校	中学校	高校	特支	事務局
児童生徒等	性暴力等	3	1			4		1	3		
	体罰				1	1	1				
	不適切な言動				1	1	1				
職員	わいせつ・セクハラ										
	パワハラ等										
わいせつ行為											
服務義務違反											
交通事犯		1	1		3	5	3	1	1		
その他			1	1	1	3		1	2		
管理監督責任											
合 計		4	3	1	6	14	5	3	6		
内 訳	小学校	1	1		3	5	その他：建造物損壊（減給）、暴行（戒告）、脅迫（停職）				
	中学校	1	1		1	3					
	高 校	2	1	1	2	6					
	特 支										
	事務局										



＜令和4年度における懲戒処分等の特徴＞

- 令和4年度は、令和3年度よりも、全体で3件増加した(R3:11件→R4:14件)。
- 特に、児童生徒が被害者となる事案が4件増加した(R3:2件→R4:6件)。
- また、交通事犯は、前年度と同数であった(R3:5件→R4:5件)。
- なお、令和4年度は、10人の教職員が逮捕されている(R3:1人→R4:10人)。

事例1 (被処分者:小学校 教諭 64歳 男性 処分内容:免職)

〈処分事由〉

- ・酒気を帯びた状態で車を運転し、物損事故を起こした。

※現行犯逮捕され、罰金40万円の刑事処分を受けた。また、免許取消(欠格期間2年)の行政処分を受けた。

〈背景等〉

- ・まだ体内に酒が残っている事が分かっていたが、事故や違反さえしなければ、警察に見つかることはないだろうと考えた。
- ・酔っ払っている訳ではないから事故なんてしないと考えた。

事例2 (被処分者:高校 教諭 35歳 男性 処分内容:免職)

〈処分事由〉

- ・SNSで知り合った18歳未満の女性に現金を支払う約束をして性行為をするとともに、当該女性の裸体を撮影し、児童ポルノを製造した。

※逮捕されたが、不起訴処分(起訴猶予)となった。

〈背景等〉

- ・性欲を抑えることができなかった。所属の不祥事研修受講時は、恥ずかしさを感じていた。



事例3 (被処分者:中学校 教諭 35歳 男性 処分内容:免職)

〈処分事由〉

・宿泊施設で18歳未満の女性数名の入浴中の様子を盗撮し、児童ポルノを製造した。

※逮捕、起訴され、執行猶予付判決を受ける

〈背景等〉

・仕事上でのストレスを発散するためにやってしまった。ストレスで善悪の判断がつかなくなっていた。



事例4 (被処分者:高校 教諭 20歳代 男性 処分内容:免職)

〈処分事由〉

- ・高等学校の女子生徒(18歳未満)1人に対し、わいせつ行為を行った。

〈背景等〉

- ・当時は真剣に交際しており、わいせつ行為について被害者の同意もあったと思っていた。
- ・被害者の年齢を考慮すると不適切であったが、当時はそのことに思いが至らなかった。



懲戒処分の影響

- **社会的な影響**

テレビや新聞に実名で(時には顔写真、住所も)報道される。

教職員や教育行政全体に対する信頼を失い、学校の教育活動や教育委員会の事業遂行に影響する。

- **経済的な影響**

免職になると、退職手当は不支給となり、年金の減額もある。

停職や減給でも、収入は一時的に減少し、昇給や期末勤勉手当に影響する。

わいせつ教員問題とその予防について

講師：奈良大学社会学部心理学科准教授

公認心理師・臨床心理士 今井由樹子氏

日時：令和4年9月5日(月)

場所：富士宮市役所

参加者：富士宮市校長会

内容：【1】実態

【2】性暴力とは

【3】性暴力防止法

【4】予防のために

【1】実態

- 文科省の調査によると、令和2年度は全教員中0.02%(1万人に2人)が性犯罪・性暴力等により懲戒処分を受けた。
- 被害者は、自校の児童生徒など関係性のある人たちが44%(半数弱)
- 行為の態様の中で最も多いのが体に触る。次に性交。圧倒的に接触型が多いのが学校における性犯罪・性暴力の特徴
- 警察庁のアンケートによると、小・中・高校生の約半数は、誰にも＝親にも友達にも相談してない！

【2】性暴力とは

- トラウマティックな体験のなかでも、性被害は最もPTSDになりやすい。
- 特に子どもの場合、性的な被害を受けることで、自分は性的な価値しかないと思い、自分が生きている価値が性的な価値と混乱する。
- さらに教員による性犯罪・性暴力等の被害を受けた場合、信頼していた教員から裏切られた体験となり、安心・安全感が失われる。

【3】性暴力防止法

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が、令和4年4月に施行
- 性暴力は「魂の殺人」であるという言葉があり、生涯にわたって回復しがたい重大な影響を与える、断じてあってはならない行為
- 一部の人の加害行為により、大多数の教職員も社会的な尊厳が毀損されることがあってはならない。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備された。

【3】性暴力防止法

- 児童生徒等の同意の有無 & 児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わない(加害教員の「生徒から誘ってきた」、「同意の上」といった言い訳が通用しなくなった)
- 勤務する学校の児童生徒に限らず18歳未満の子ども全員が対象である
- 児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由となり得る行為である

【4】予防のために

教員の特殊性をいつも頭の片隅に！

- 常に、児童・生徒と接触する機会を持っている
- 児童・生徒からの大きな信頼と圧倒的な権力を持っている
- 被害者を容易にコントロールできるスキルを持っている
- 密室や二人きりの場所をつくりやすい学校の構造がある



【4】予防のために

相手の気持ちを思いはかり、境界線を侵害しない
(自分の欲求や感情を、相手の欲求や感情を無視して一方的に押し付けない)

- ◆自分では悪意がなくても、相手が嫌がっていることが分かったら、同じ言動は繰り返さない。
- ◆相手はいつも明確な意思表示ができるとは限らない。
- ◆性に関する言動の受け止め方は、男女や個人によって異なる。「嫌がっていない」などと自分勝手に思い込むのは大きな誤り。

令和5年度コンプライアンス重点取組

教職員一人一人が、「教職に携わる全ての者は、子どもたちの安全を守り、人格の形成に大きな影響を与えるという極めて重要な職責にある」ことを心に刻み、教職員の自覚と不祥事を起こさせない組織づくりを目指す。



●不祥事研修を他人事としない新たな取組

- ・正常性バイアス(自分は不祥事は起こさない等)にとられず、不祥事の背景や構造を理解する機会となる効果的な研修を推進する。

●児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶

- ・子どもたちの人権意識を育てていく上で、教職員の日頃の言動には大きな影響力があることを念頭に置き、相談しやすい組織環境と仲間意識の向上に重点をおいた不祥事案の未然防止に取り組む。

●交通事犯・事故の削減

- ・重大事故事案の要因分析等

最後に（普段からの心構え） 4 コンプライアンス推進の対策

●非違行為は必ず発覚するという意識

- ・警察の捜査
- ・生徒、保護者、家族など関係者の通報
- ・インターネットでうわさになることも

●早い段階で周囲に相談する。

- ・一人で抱え込まず報告・相談する。
- ・不都合な事実を隠蔽することで新たな不祥事が発生

●誠実に対応

- ・生徒（県民）の立場に立った行動をする。

お疲れ様でした。

